

第1回

保育分野に関する意見交換会

平成26年2月17日

(注) 本文のうち、アンケート調査の集計結果は速報値である。確報値については、「保育分野に関する調査報告書」の別添2を参照のこと。

午後2時00分 開会

○杉山調整課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しいところ皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第1回の保育分野に関する意見交換会を始めさせていただきたいと思います。

私は、本日座長選出まで司会を務めさせていただきます、担当課長を務めております経済取引局調整課長の杉山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに、本意見交換会の開催に当たりまして、経済取引局長の松尾より一言御挨拶申し上げます。

○松尾経済取引局長 経済取引局長の松尾でございます。何とぞよろしく願いいたします。一言御挨拶させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、保育分野に関する意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げるところでございます。

公正取引委員会におきましては、競争政策を所管する当局として公正かつ自由な競争を促進するとの独占禁止法の目的を達成するため、違反行為に対する法執行といった個別案件に対する対応に加えまして、これまでも介護、医療、労働などの社会的規制分野、電力事業や郵便事業などの公益事業分野等、各種の政府規制、公的制度の見直し、競争の在り方について提言等を行ってきたところであります。

保育分野につきましては、昨年4月に安倍総理から待機児童解消加速化プランが発表されるとともに、6月に閣議決定されました日本再興戦略におきましても、制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野とされているなど、我が国の喫緊の政策課題として取り上げているところであり、また、世間の関心も大きい分野でございます。そこで、公正取引委員会といたしましても、今般、各保育所の創意工夫や意欲ある事業者の参入等によりまして保育の質の向上や待機児童の解消が図られますよう、競争政策の観点から保育に係る制度等の在り方につきまして検討を行っていきたいと考えております。これまで関係者へのアンケートなども実施してきたところでございます。

この意見交換会におきましては、保育に係る規制の現状や将来の在り方について有識者の皆様から直接率直な意見を拝聴させていただければと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○杉山調整課長 それでは、本日の御出席の方々を御紹介させていただきます。

まず、こちら左から申し上げますと、安藤至大委員でございます。

それから、次にお隣は池本美香委員。

○池本委員 よろしくお願ひいたします。

○杉山調整課長 それから、井手秀樹委員です。

○井手委員 井手と申します。よろしくお願ひいたします。

○杉山調整課長 次に、そのお隣、桑戸真二委員です。

○桑戸委員 桑戸でございます。よろしくお願ひします。

○杉山調整課長 それから、後藤憲子委員です。

○後藤委員 よろしくお願ひいたします。

○杉山調整課長 また、本会合には、オブザーバーとして事業者団体の方にも御出席いただいております。

まず、全国社会福祉協議会全国保育協議会より小島伸也様です。

○小島オブザーバー 小島でございます。よろしくお願ひいたします。

○杉山調整課長 次に、日本子ども育成協議会より山口洋様です。

○山口オブザーバー こんにちは、山口です。よろしくお願ひいたします。

○杉山調整課長 オブザーバーの方にも積極的に御意見を頂き、また、御知見をお貸しいただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本意見交換会は、当方が有識者の方から御意見を伺う場ということで設けさせていただきました。皆様の積極的な御意見を頂戴したいと考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

なお、本意見交換会は公開で行うこととしておりまして、後日、公正取引委員会のウェブサイト上で配付資料と議事録を公表したいと考えております。

本日の配付資料でございますが、お手元の議事次第にもちよつと書かせていただいておりますが、資料1から資料3までです。資料1、出席者名簿、それから、資料2、趣旨・目的について、横長のパワーポイントのペーパーでございます。それから、資料3、同じく横長のパワーポイントのペーパーで保育所の情報公開・第三者評価について、この3種類の資料を用意させていただきます。

それから、これはメインテーブルの皆様方だけにお配りさせていただいておりますけれども、私ども公正取引委員会に関連のアンケート調査を実施しております。その速報値ベースのものを集計したものをメインテーブルの方にはお配りさせていただいております。この数値についてはまだ速報値ということで、現段階においては余りこの数字自体が一人歩きをするのもどう

かなというところがございますので、委員及びオブザーバーの皆様限りということにさせていただきます。

次に、座長の選任に移らせていただきたいと思います。

委員の皆様のお賛同をいただきましたら、事務局としては競争政策に造詣が深く、この中でも年長者であられる井手委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
(賛成の声あり。)

ありがとうございます。それでは、以後の議事につきましては座長にお願いしたいと思います。井手座長、よろしくお願いたします。

○井手座長 今、調整課長から座長ということでお引き受けいたしました。競争政策と保育というのがどれほど関わるのかというのが、まだ十分知識を持っておりませんが、先ほど松尾局長から御紹介がありましたように、公正取引委員会は独禁法の違反の摘発というだけではなくて、これまでいろいろな政府規制の在り方というのを検討してまいりまして、規制の在り方に関しいろいろな提言を行ってきております。その中の一つはやはり経済的規制なんですけれども、それ以外にやはり社会的規制として、医療とか、それから介護あるいは労働といった分野でこれまで提言をしてまいりました。今回、久しぶりにこういう保育というところで本当に規制の在り方というのがどうなのかいろんな問題点をあぶり出して、こういった場で積極的な御発言をお願いしたいと思います。

それでは、余り時間がございませんので、最初に事務局のほうから資料2、保育分野に関する意見交換の趣旨・目的について御説明をお願いいたします。

○杉山調整課長 この資料2、横長の紙を御覧いただければと思います。

これを1枚おめくりいただきますと、趣旨・目的というページがございます。この一番上の四角のところでも書いてございますが、あるいは先ほどの松尾の挨拶の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、保育分野は、我が国の成長戦略の一つということで位置付けられておりまして、今後の成長が期待されている分野でございます。昨年4月に安倍総理から待機児童解消加速化プランが発表されるなど、待機児童解消を始めとする保育の充実を図るということは喫緊の政策課題になっているという状況でございます。御参考までに、日本再興戦略、いわゆる成長戦略でございますが、その閣議決定文をここに付させていただきます。

一番下の点線で囲んだ部分ですけれども、私たちの問題意識の根底にあるところでございますが、市場原理の活用を通じまして、消費者すなわちサービス利用者の利益の確保が図られるという競争政策の観点でございますが、この観点から保育の質の向上ですとか待機児童の解消

が図られるよう、保育分野の制度の在り方について検討を行っていくということが、本意見交換会を開催したそもそもの発端、動機でございます。

次のページ、2ページはちょっと置いておきまして、3ページ、4ページをお開きいただければと思いますが、ここら辺の話はもうここにいらっしゃる委員の皆様方はもうよく御存じの話で釈迦に説法のような話ではございますが、少し状況を御説明させていただきます。

現在保育を巡る状況、新聞で報道されない日はないような状況になっておりますが、そもそもこの状況としまして、まず、平成24年8月に子ども・子育て関連3法というのが成立しております、これに基づく新制度が27年4月に施行予定という状況になっております。したがって、今まさにこの真ん中の段階で、制度の詳細設計がなされているという状況でございます。子ども・子育て関連3法でございますが、ここに書いてある3つの法律でございます。子ども・子育て支援法、認定こども園法、それから児童福祉法の改正を含む関係法令整備法ということでございます。趣旨といたしましては、幼児期の学校教育・保育あるいは地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくということでございます。

新制度の施行に向けて、今内閣府で子ども・子育て会議というのが設置され、制度の詳細設計が検討されています。例えば児童の保育の必要性の認定基準、保護者が子供を預ける際に、どういった保護者が優先的あるいは保育が必要だと認めていくかといった基準でございます。あるいは公定価格・利用者負担の内容・水準などについて検討がなされているということでございます。

次のページでございますが、もう一つ、政府部内で、規制改革会議において大きな検討がなされております。この規制改革会議においては、主として待機児童の解消の観点から議論が行われてきておまして、昨年6月に規制改革に関する答申を取りまとめております。平成25年6月14日閣議決定の規制改革実施計画の中では、具体的に以下のような記述がございます。この下線部で記したところでございますけれども、1つは保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大、それから、利用者のニーズに応えた保育の拡充、それから、保育の質の評価の拡充、以下、保育士の増加等々あるいは社会福祉法人の経営情報の公表、そういったところについて、見直しに重点的に取り組むといったような計画がなされているところでございます。

そういった政府部内における検討状況も踏まえまして、2ページのところに戻らせていただきますと、本会合におきましては、以下の3分野を中心といたしまして御意見を拝聴できればと考えております。ただ、もちろん、今この場で委員の皆様から、こういった項目も議論に値するんじゃないかという御示唆などもあれば、またそこはそこで頂きたいとは思いますが

も、とりあえず事務局といたしましては、以下の3分野について御知見を貸していただきたいと考えております。

第1点目は株式会社に対する参入規制でございます。これは株式会社であれ社会福祉法人であれ、競争主体が増えてサービス競争が活性化されるということは望ましいことではないかと考えておまして、そういう基本的視点で御議論をお願いし、あるいは御知見をお貸しいただければと考えております。あるいは他方で、そういった参入規制が緩和することで何かこういった問題があるといったことがあれば、そういったものも併せてお聴かせ願えればなというふうに考えております。

第2点目は社会福祉法人と株式会社のイコールフットィング、競争条件の平等化という問題でございます。基本は税の問題あるいは補助金の問題になろうかと思えます。せっかく多くの主体が参入できたとしても、競争条件が平等になっていないと有効な競争ができないという問題があるかと思えます。一方で、そうは言いつつも社会福祉法人には社会福祉法人の特性があるといったようなところも恐らくあるかと思えますので、そういった辺りの問題も含めてお聴かせ願えればというところでございます。

第3点目は情報公開・第三者評価の充実ということでございます。サービス競争ですとか質の競争が中心となるこの分野では、その利用者に内容が目に見えるようにする、そういう透明化を図っていくということが非常に重要ではないかと考えているところでございます。そういったところで情報公開・第三者評価の果たす役割は非常に大きいのではないかと考える次第でございます。

本日は、特にこの3つのうち、3つ目の情報公開・第三者評価の充実という側面についてを中心に御議論あるいは御意見を拝聴できればと考えている次第でございます。

とりあえず私のほうからの説明は以上でございます。

○井手座長 ありがとうございます。それでは、ただ今事務局のほうから説明がございました資料2について、特に3項目についてこれから議論をするということですがけれども、これ以外に何かこういったことも議論したほうがいいのではないかという内容も含めて、全体的に資料2についてコメントあるいは御意見のある方は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○池本委員 今回、社会福祉法人と株式会社の議論ということなんですが、保育所の半分ぐらいは公立保育所だったと思います。公立を含めて議論しないでもよろしいのかなど。問題意識としては何か公立保育所で一番競争が働いていなくて、改善の余地があるのではないかなという

気がちょっとしているもので、ここでの公立保育所の扱いについてお伺いしたいと思います。

○杉山調整課長 公立保育所の扱いについても特に排除するつもりはなくて、もちろんこの場の議論のそ上に載せていただきまして、私ども十分その辺りのお話もお伺いしたいなというふうに考えているところでございます。

○井手座長 そのほか、いかがでしょうか。

3点目の情報公開と第三者評価のところは先ほど説明がございましたように、後で資料3で議論していただくということになっておりますので、それ以外のことについて、内容的なことも含めて何か御意見ございますでしょうか。

これは最終的に公正取引委員会として何か報告書としてまとめるという認識でよろしいのでしょうか。

○杉山調整課長 皆様方の御議論を踏まえ、公正取引委員会として報告書を作成させていただきたいと考えております。時期的な見込みは、ちょっと今はつきりは申し上げられませんが、この会合が終わった後、春以降で考えているところでございます。

○井手座長 はい、どうぞ。

○山口オブザーバー この会議の内容、趣旨に沿うかどうか分からないんですが、今現場で一番問題になっているのは、職員の採用なんですね。保育士不足というのがかなり大きな問題になっておりまして、今度の子育て3法が始動する27年度からは更に大きな問題になってくるような状況です。そういったことも含めた報告書が出るのかどうか分からないんですが、そういったものも含めたものができるといいなと思っているんですが。

○井手座長 これについてはいかがですか。

○杉山調整課長 職員の採用ということで山口オブザーバーからいただきましたけれども、私どもとして、競争政策がどれだけ職員の採用の向上につながり、それがどれだけ全体の構造の改善に寄与するかといったところも検討させていただきたいなと考えております。

○井手座長 先ほど、内閣府の子ども・子育て会議で制度を詳細に検討中ということで、こういうスケジュールも見ながら公正取引委員会として考えていくと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○杉山調整課長 子ども・子育て会議、それから規制改革会議、この2つの会議の動向も見ながら判断させていただきたいと考えております。

○井手座長 それ以外何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○小島オブザーバー 私ども社会福祉法人の保育園は、社会福祉法を始め、法律で規制されて

いることも多く、社会福祉法人の保育園には、元々収益性は求められてはいないわけです。継続性や地域のニーズに応えることをやっているわけで、その競争条件という言葉は東京など都会では当てはまることもあるのかもしれませんが、富山という地方から来た私にはちっともぴんと来ないですね。待機児童がいる中、そもそもなぜここで競争条件が問われるのか、東京と地方では事情も違うのかもしれませんが、社会福祉法人は本来こういうふうな仕組みで動いており、株式会社が設立した保育園はその経営主体の仕組みで動いている。ですから、私は全然違うものだと思っているわけです。そういった意味での根拠や規定といったものを一度出していきたい。地域の中で競争性を問われることは現象面だけにとられることとなってしまふと危惧しています。

○杉山調整課長 今の小島オブザーバーのお話でございますけれども、私、先ほどちょっとやや言葉足らずだったかもしれませんが、イコールフットィングの問題を考えるに当たっては、一方では社会福祉法人の特性をどういうふう考えるかという問題もあろうかと思えますというふうに申し上げさせていただいたと思えますけれども、そういった辺りもむしろ社会福祉協議会のほうで、これはこういった特性があるんだという話があれば是非この場で拝聴させていただければと思えます。

○小島オブザーバー 分かりました。ありがとうございます。

○井手座長 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、またこの資料2に戻って議論していただくということも可能ですので。続いて資料3の情報公開・第三者評価について、この資料について事務局のほうから説明をお願いいたします。

○杉山調整課長 資料3に基づいて説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きいただければと思えます。これは現行制度がどうなっているかということでございますが、現行制度におきましては、市町村に対しまして認可保育所の運営状況に関する情報の提供義務が課されているということでございます。他方で、保育所に対しましては、地域住民への当該保育所の保育に関する情報の提供の努力義務が課されているといった状況でございます。参考条文を下にお付けしております。

2ページでございますが、これは児童福祉法施行規則でございます。この第24条第5項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとするということなんですが、これは市町村の情報提供義務について定めているものでございます。その中には第3号にありますように、保育所の入所定員ですとか入所状況、職員の状況等々あるいは保育所の保育方針などについて

市町村は情報提供義務が課されているといったところでございます。

次に、3ページでございますが、これが、いわゆる新制度ということになってくるとどのように変わっていくかといったところを四角の中で囲んだところで書かせていただいております。1つは、一番上のボツでございますけれども、子ども・子育て支援法では、保育所等の設置者に対しまして、提供する教育ないしは保育に係る情報を都道府県知事に報告するということを求めているということでございます。これを受けた都道府県知事は、その報告の内容を公表しなければならないとされています。保育所に課せられている児童福祉法に基づく情報提供の努力義務は現行のとおりということで、努力義務ということでございます。

次に、4ページでございますが、新制度において情報公表の具体的な項目としては以下のようなものを内容とすることが考えられているということで、その概略的なところをこの中には書かせていただいております。後でちょっと御紹介申し上げますけれども、いわゆる私どもがアンケート調査を実施した中で、特に利用者からこんなことを開示されていたほうが良いという項目が3つほどございまして、その1つは保育所の空き状況、それから、2番目は保育士の経験年数です。それから、3番目は追加的なサービスに対する追加料金といったところ、この3点が非常にニーズの高い分野でございます。それに対応するものとして、職員の状況というところでございますと、1の基本情報の施設の中の5つ目ぐらいのボツですか、職員の状況ということで、例えば勤続年数とか経験年数等もここでは開示されるということが想定されているということ、それから、その1行下のところでございますけれども、例えば利用定員なんかもここでは開示されることが検討されているんですが、ただ、空き状況までここに含んでいるかどうかは定かではないといったような状況でございます。

次に、5ページでございますけれども、評価に関する枠組みということでございます。第三者評価の評価に関する枠組みということでございますけれども、一番上の四角の2番目のボツでございますが、保育所については、保育所保育指針によりまして、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表するという努力義務が課されているという状況でございます。第三者機関が評価する第三者評価の受審でございますけれども、法律上は義務ではなく任意ということになっています。

2ページほど飛ばさせていただきます、8ページでございますけれども、第三者評価の項目の例ということでここに書いています。第三者評価というのは、基本的には書面調査と訪問調査によって評価されるということでございますが、こういった項目を取り上げているかということでございますけれども、例えば理念・基本方針が確立されているか、職員の質の向上に向

けた体制が確立されているか、あるいは利用者が意見等を述べやすい体制が確保されているか、質の向上に向けた取組が組織的に行われているか、利用者に対するサービス実施計画が策定されているか等々について評価がなされるという状況でございます。

第三者評価の受審率ということでございますが、平成23年度における保育所の受審率でございますが、おおよそ全施設の3.52%とまだまだちょっと低い数字にとどまっているといったような状況でございます。ただ、これは都道府県によってかなりばらつきがあるというのが実態でございます。後で申し上げますけれども、東京都なんかは独自の補助制度を持っておりますので、そういったところでは非常に受審率が高いといったような状況が認められます。一方で、平成24年3月時点の評価機関数は446機関と非常に数としては多いのかなと、そういう意味では充実しているのかなという感じはします。

次、9ページでございますが、今申し上げました自治体における取組の例ということでございます。東京都と京都府と2つの事例を御紹介させていただいております。そのうちの1つの東京都でございますが、受審費用に対して補助金を交付している、60万円までが限度といったことになってはいますが、そういった取組がなされていると。その結果、高い受審率が確保されているといった状況でございます。

10ページでございますが、論点ということで4つほど書かせていただいております。保育所における情報公開・第三者評価の必要性はどういったところにあるか、あるいはより一層の情報公開・第三者評価の活用は、利用者利便や保育の質の向上にどのような効果があると考えられるか、3番目といたしまして、情報公開・第三者評価を進めていく上で、制度上何か問題があるか、それから、情報公開・第三者評価の拡大は、事業者間の競争にどのような影響を与えらるかとといったところでございます。

参考までに、メインテーブルにしかお配りしていませんけれども、アンケート調査について少し触れさせていただきたいと思っております。資料4でございますが、このアンケートの概略を少し説明させていただきます。

これは、事業者向け及び自治体向けと、それからいわゆる利用者向けというふうに2つに分けておまして、最初の事業者及び自治体向けアンケートは、昨年末に実施しております。

(5)の回収結果でございますけれども、それぞれ主体別に回収結果、それから、回答率なんかをお示しさせていただいているところでございます。

一方で、利用者アンケートについては、これはインターネット調査会社に依頼しまして、そこで実施したものでございます。これも昨年末、12月の第2週、第3週辺りで実施をしてい

るところでございます。回答につきましては、現在保育所を利用している保護者おおむね400人、それから、将来利用者予備軍になり得る人がおおむね400人といったような形でアンケート調査を実施しているといったところでございます。

その結果の概略を少し申し上げさせていただきます。まず、ちょっと飛びますけれども、資料8でございますが、保育所の利用者向けのアンケート調査結果でございます。その2ページを御覧いただきますと、先ほど少し触れさせていただきましたけれども、保育所利用者あるいは消費者から見てどんな情報が欲しいかといったところが(3)のところに出ております。やっぱり多いのは、定員や空き状況、特に空き状況を知りたいといったようなところが62.9%、それから、次いで多いのは園庭の問題、園庭の遊具の問題とかそういうのもありますけれども、それ以外に保育士の経験年数27.4%、それから、保育料以外の追加費用27.4%といったようなところが出ております。これは後で申し上げますように、保育所の利用者予備軍の方についても同様の傾向が現れているといったところでございます。

第三者評価の関係でございますが、次、3ページでございますけれども、これは第三者評価を見た方は10%しかいないと。残念ながら10%ほどしかいないといったところでございます。しかしながら、見た人はどういうふうに感じたかといったところでございますけれども、第三者評価の結果は参考になった、大なり小なり参考になったという人も含めると92.5%と非常に高い割合で、9割以上の方が第三者評価は参考になったというふうに回答しているといったところでございます。

次に4ページでございますけれども、(4)でございますが、結果を見ていない人に対して第三者評価の結果を見なかった理由を聞いたところ、6割、3分の2近くの方が第三者評価制度のことをそもそも知らなかったということを答えておまして、まだまだこの辺については、第三者評価制度そのものについて広報していく余地があるのかなといったようなところが見受けられます。

次に、資料9、同じく消費者サイドのアンケートでございますが、保育所の非利用者でありますけれども、将来的に使う可能性のある予備軍の人たちに聴いているといったところがございます。これの3ページをお開きいただきますと、やはり先ほど申し上げましたように、どういう情報が知りたいかということでは、やはり空き状況、それから保育士の経験年数、それから保育料以外の追加費用といったところが非常に大きなところを占めていると。それ以外に給食内容とか遊具とかについても知りたいといったような話でございます。

次、5ページでございますが、入手が難しい情報はどんなものがあるかといったところで、

これもやはり定員、空き状況の情報の入手が難しいと答えている消費者が多い。それから、次いで保育士の経験年数ですとか追加費用が必要と。ちょうどその裏表の関係になっていると。この情報が知りたいのに、しかしながら、これについての情報がなかなか手に入らないといったような回答が寄せられているといったところでございます。

次に、利用者予備軍の方に第三者評価について聴いたところが6ページ、7ページ辺りにあります。6ページの(2)でございしますが、利用者予備軍の方の、3分の2ぐらいの方から第三者評価というものについて、使ってみたい、参照してみたいといったような御意見がありました。他方で、知っていましたかという質問については、知っていた人が26%ぐらいしかいなかった。保育施設をそもそも使っておらず家庭内で育児をしているとかベビーシッターを使っているとかという人が右、左は認可外保育施設利用者ということでございしますが、例えば認可されている保育施設以外のところを利用しているとか、あるいはベビーホテルのようなところを使っているとか、そういった人の統計をちょっと分けて書いていますので、分かりづらいかもしれませんが、いずれにしろ、知っていたという人はそれぞれ26%、7.2%ということで非常に少ない。しかしながら、第三者評価を使ってみたいですかという質問については、左については67%、右については58%といったところで、いずれも6割あるいはそれ以上の方がこれを使ってみたいといったような回答が寄せられています。

これに対して、事業者アンケートの結果をそれぞれの項目について見ますと、まず、資料5、これは社会福祉法人についての結果をまとめたものでございます。そもそも貴法人が設置する保育所では、どのような形で情報公開を行っていますかという(1)の質問でございます。これに対しましては、一番多かった回答としましては、保育所における資料、財務諸表などの備付けで情報公開をしているといったところ、それから、2番目に多かったのがウェブサイト54.7%、それから、3番目としまして、法人が作成するパンフレット等といったところでございます。

次に、2ページでございしますが、先ほどの消費者の問題意識に対応した形でどういった情報提供がなされているのかというところで、青いところが保護者向けになされている情報開示、それから、一番下の緑のところはこれは広く一般向けで、インターネットで公開されているものの割合ということでございます。これを拝見いたしますと、定員や空き状況につきましては、保護者向けでは65.5%開示していると。しかしながら、一般向けにインターネットで開示しているのは39.6%といったような形になっております。保育士の経験年数、真ん中よりちょっと下ぐらいになりますけれども、それぞれ18.8%と3.0%、それから、保育料以外

の保護者負担というのは74.4%と15.3%といったような形でございます。

次に、3ページでございますけれども、広く一般向けにインターネット上で公表していない場合、その理由は何かという質問でございます。これに対しまして、多かった回答としては、第三者評価の部分については第三者評価を受審していなかったというのがあるんですけれども、それを除きますと、自法人でウェブサイトを持っていない、また、他に適当なウェブサイトもないといったところが47.7%といったところがちょっと目を引いたといったところでございます。

次に、5ページでございますが、第三者評価制度についてということで、第三者評価を受けていますかといったような質問でございます。これは法人としての取組を聴いたものでございます。分母はその社会福祉法人が持っている保育所数で、分子はそのうち第三者評価を受けた保育所数ということでございます。1つの社会福祉法人が例えば8施設持っていて、そのうちの1つも受けていなければ8分のゼロでゼロという形で出てきまして、グラフの中の左が多いというのはそういう趣旨でございます。1施設も受けていないということが8割を占めていると。一方で、全施設受けているというのも一方ではあって、8分の8受けているとか、そういったケースも多く見られるということで、両極分解しているといったようなところが見受けられます。

最後に、貴法人は全ての保育所に対して第三者評価の受審が義務付けられることについてどのようにお考えですかとお尋ねしましたところ、賛成が大体48%で、過半数まではちょっと至っていないけれども、比較的多いのかなといったような状況でございます。

同様の質問を株式会社に対してもさせていただいているところでございます。株式会社、有限会社に対する質問が資料6、次の資料でございます。

この中で、(1)情報公開の方法でございますが、ちょっと社会福祉法人との対照で異同を中心に御説明させていただきますと、まず株式会社、有限会社では、手段としてはウェブサイトというのが一番多いということで、これが85.3%ということになっております。社会福祉法人が54.7%という数字であったことに対すると、ちょっとここはやや対照的になっているといったところ、それから、2番目に多かったのは、パンフレット、チラシ、ポスターということです。他方で、いわゆる保育所における資料の備付けでもって情報公開をしているというふうに答えた株式会社は約2割でございますが、社会福祉法人が全体で80.6%であったといったところとはやや対照的な形になっているということでございます。

それから、次の2ページでございますけれども、どのような情報を公開しているかござい

ます。定員、空き状況ですとか保育士の経験年数ですとか、消費者が知りたい情報を開示しているかどうかでございますが、株式会社のほうが若干多いという程度で推移しているのかなという感じがいたしますが、これはさほど有意な差は認められないのかなと。

それから、3ページでございますけれども、インターネットで公開していない理由は、そもそもウェブサイトを持っていないというところが7.1%ということで、株式会社はインターネットでの情報公開を比較的進めているのかなという傾向がうかがえます。

それから、次、5ページでございますけれども、第三者評価の受審率でございます。これもあえてそれほど有意な差があるというわけでもないのかなという感じがいたします。それぞれ1番目と2番目に多いという両極分解状況は、社会福祉法人においても、あるいは株式会社においても変わらないといったようなところが見受けられます。

最後、6ページでございますけれども、では第三者評価に対して賛成か反対かといったところでございますけれども、株式会社について聴いたところ、これは賛成が全体の7割近くを占めているということで、社会福祉法人より少し多いかなといったようなところ、社会福祉法人の場合は大体48%であったといったところからすると若干多いかなといったところがございます。

私のほうから、とりあえず説明は以上でございます。

○井手座長 ありがとうございます。それでは、資料3と、それからただ今説明のあったアンケートの調査について資料4から9までですか、アンケートの内容も含めて御意見、コメントでも、それから御意見でも構いませんので。

○小島オブザーバー これは先ほど質問が出ました公立保育所のデータは入っていませんよね。

○杉山調整課長 入っていません。

○後藤委員 株式会社の運営の細かいところは私たちも研究所なのでよく分からないところなんですけれども、逆に保護者の方々に今までアンケートをとったときの結果とちょっと質問項目が違うからなんですけれども、異なっている点があるかなと思ひまして、参考として私どもがやったものも少し紹介させていただければと思います。

私たちがやった調査は少し前の調査になるんですけれども、認可保育所に申請をした人たちにどのようなことを重視して保育所を選びましたかということをお聴いたんですけれども、そのときにやはり上位から言うと、通いやすさ、子供を連れて、例えば先日も雪が降りましたけれども、そういうときも子供を連れて通わなければいけないので、まずは通えるかどうか、それから、開所時間、曜日が預けやすいかどうか、保育料、施設の立地環境、園長、保育者、それ

から評判ですね、そういったところが挙がっておりました。ですので、これは第三者評価ということを前提とした調査ではなくて、本当にどういうことを重視したんですかと聞いたときの、もちろん選択肢を用意していますので、その選択肢の中に第三者評価が入っていないということではあるんですけども、普通のお母さんの感覚からいうと、やっぱり通いやすさとか開所時間というところが選択の大きな要素になってくるということがあります。

第三者評価の中身を見ると、園の経営状況とかそういうところを見るという観点からいうと、やはり非常に重要な情報だと思うんですけども、選ぶ親の側からすると、今申し上げたような、通えるかどうかとかそういうところがまず保育所の場合は上位に上がってくるのかなと。つまり先ほど小島オブザーバーもおっしゃっていましたが、地方に行くと、本当に選択の余地がないというか、もうここに行くしかないというような場合もありますし、都市部でも非常に競争が激しい場合、逆に新制度であっても直接契約というわけではないので、完全に自分たちで保護者の人が選べる状況ではないという、そこはちょっと考慮する必要があるのかなというふうに思っております。

○杉山調整課長 今、後藤委員の御発言に関連する話でございますけれども、ちょっとこの場では出ささせていただいていませんし、私もしっかり細かい数字まで記憶しておりませんが、別途、今保育園に通わせている親御さんに対して、どういった点を重視しましたかという質問で聞いております。やはりその中で重視した項目としては、今、先生がおっしゃったように、家から近いかどうかとか、あるいは保育時間がどのぐらいあるかとか、その辺を重視されている方というのは非常に多くございます。

他方で、ここでこういう形で出てきたのは、特に今情報公開されている項目の中でどういった点が足りないと思っているのかということに焦点を当てた部分を、今こういう形でお示させていただきましたので、そういった面でちょっとずれはあるかもしれません。ただ、保護者がどういうものを選んでいるかというのは、まさに先生がおっしゃったとおりののかなという感じがいたしております。

○桑戸委員 このインターネットの調査なんですけれども、エリアというのは全国ですか。

○杉山調整課長 そうでございます。全国でさせていただいております。

○事務局（本間） 人口割ですと、やはり首都圏ですとか中京圏、近畿圏とかいうところが人口も多いですので、絶対値で見るとそういうところが多いのはあるんですけども、全国47都道府県で見ると、ほぼ47都道府県の方から御回答は得られたと記憶しております。

○桑戸委員 多分そうだと思うのです。というのが、第三者評価の資料3の8ページでは、第

三者評価の受審率というのが既にある状態で、非常に低い状態にありますという結果が出ております。低い状態で、第三者評価を閲覧に行きますかと問われても、その都道府県の中でほぼ第三者評価の受審がない自治体もあります。そういう場面で保護者が第三者評価ということに対して重要性を置かないということは、現時点では当然のことだと思います。待機児童が既にたくさんいらっしゃる自治体については、通いやすさ、入所のしやすさ、定員の空き状況ということになるんだと思いますけれども、そういうところに今利用者の選択に資する判断に第三者評価が使われていないということについては、現状の評価の数、受審の数が少ないことが影響しているんだと、そういうふうに認識をしますが、第三者評価自体は、地方であろうが、過疎エリアであろうが、大都市、待機児童のいるエリアであろうが、利用者の選択に資するためにある。また、施設側にとっては、資質の向上、PDCAサイクルをどうやって回しているのかチェックするという、PDCAのCというチェックのところの機能を施設の経営者の皆さんと第三者の機関がこういうところをもう少しこういう状態にありますというのを客観的な視点で見るツールになるはずなので、施設側の保育の質が上がっていくということは、利用者の選択にとって非常にいいことになるということについては、第三者評価の利点としていえると思います。ただ、今日現在、第三者評価を重視しないというアンケートの結果が出る形は当然かなと思いつつながら、この資料を今見ておりました。

○杉山調整課長 評価を見たことがないという人は確かに大多数なんですけれども、必ずしも評価していないというわけじゃございません。

○桑戸委員 そういうことを言っているわけではないです。ですから、今、ベネッセ教育総合研究所の後藤さんがおっしゃったように、保護者がどういう視点で保育園を探すんだということになると、通いやすさだ何とかだということに当然なっていくんだと思いますが、この時点では、情報の開示と第三者評価が論点の整理のようでしたので、今のアンケートはエリアが広くとられていて、第三者評価すらほとんど受けていない自治体があることがさっきのこの資料で読み取れるわけですね、3.52%ですから。その上では、アンケートを重視してものを言うのは少しやめながら、本当に情報開示と第三者評価が必要なかどうかという論点にいったほうが今の時点ではいいような気がしますと。1つの意見です、これは。

○井手座長 これ、第三者評価の受審率がこれほど低いというのは、お金がかかるというものあるんですけれども、受けてもそれを保護者等が積極的に評価しないというか、受けることによるメリットというのが余りないというところに原因があるんでしょうか。受けても受けなくても余り変わらないと。保護者は別のところで選んでいると、そういうのがあるんでしょうか

ね。

○杉山調整課長 まず先ほど説明させていただきましたとおり、9割方の利用者が知らないという状況にあるといったところはあるかと思います。ただ、その存在を知っていれば是非使いたいという人も同様に多いわけでごさいます、そういう意味ではメリットがないわけではないとは思いますが。

○池本委員 一番はお金だと思います。韓国では、認証制度を入れたら9割ぐらいが受審していて、なぜこんなに義務付けもされていないのに受けているのかと思ったら、評価機関が国立のような形でやっているのです、受審費用が5万円程度と何とか払える金額です。日本の場合は60万とかかなり高額で、その費用の負担感があり、だから自治体が補助する地域では受審が多いということなんじゃないかと思います。先ほどのアンケートでも、かなり施設の側にもメリットがある、要するに自分たちの振り返りになると、結構その数字に私はびっくりしました。施設の方は反対されているのかなと思ったら、かなり好意的な回答でしたので、やっぱりお金のこともあるのかなと思います。

○安藤委員 この受審率とその地域の待機児童の割合にどのような関係があるのかが気になります。仮に待機児童が多く、待ち行列がある場合には、保護者の視点からしても保育所を選べないこととなります。何しろ預かってくれるのなら、それだけで本当にありがたいということになるでしょう。これに対して複数の保育所から選択できる状態であれば、それは自分の好みに合うほうを選びたいので、第三者評価の情報を使うようになると思うのです。つまり、待機児童がいるような状態だと、情報提供をしてもそれは活用されず、優先順位が低いことになるでしょう。

また仮にサービスの提供者間での競争がある程度働いているような環境であれば、そもそも第三者評価の義務付けなどをしなくても、自分のところを選んでもらうために「うちはこのような取組をやっています」という自発的な情報提供が行われるでしょう。その際には、第三者評価が必要だと保護者が考えていて、その情報に関心を持っていれば自発的に受けるはずで、結果として、待機児童がいるような地域では、第三者評価に積極的にならない、このようなことが予想されるのではないかと思います。

○杉山調整課長 今の安藤先生のコメントに関係してごさいますけれども、私ども厳密に待機児童の数と受審率の相関関係については、ちょっと今まだ分析し切れていないものですから直接お答えはできないんですけれども、ただ、受審率が高いところというのは基本的にやっぱり補助があるところでごさいますね。東京ですとか横浜市ですとか京都府みたいなどころでごさ

います。こういったところが高めにしているというのは明らかでございます。

○井手座長 はい、どうぞ。

○山口オブザーバー 内閣府で受審件数というのは資料として出ておりますので、それを見ると、90何%が東京都なんですね。それはやはり補助があるということが一番大きな原因だと思います。

○桑戸委員 補助とペナルティですね、東京都の場合は。要するに2階建てになっている収入がありまして、国基準で出てくる保育料と東京都単独で出てくるものがあって、東京都は保育所に90人の子供がいれば更に出してくれる。もし60万の補助を出すので、評価を受けなければ、この分は無くすよというようなことがあるので、評価を受けるということが、東京都の場合は行われております。3年に一度の評価ということで、東京では受けることによって資金を確保できると。

横浜も、認可保育所の4分の1は株式会社が参入されました。去年のデータですけれども、580か所のうち90か所が公立の保育所、150数箇所が株式会社の認可保育所というデータを横浜市が出しておられます。そのことによって保育の質が下がっているんじゃないのかという利用者の声、社会の声を受けて、5年に一度の評価の義務付けということで、横浜市は義務ということを明示していらっしゃいます。保育所とは違うのですけれども、厚生労働省では、社会養護関係の施設は第三者評価が義務で、これは3年に1回第三者評価を受けなければなりません。30万ぐらいの補助が出ますというようなことで、お金とセットにはなっておりますけれども、実際収入が減額されるんだということになれば受けざるを得ない。あるいは義務だと役所がおっしゃれば、保育所は市区町村事業なので、公立だろうが社会福祉法人だろうが株式会社がなさろうが市区町村の事業ですから、義務だと市町村が言えば受けなければならないというのが現状の整理だと思いますが、受審率が上がっていくのが正しいスタンスだと思いますね。株式会社さんは補助が非常に少ない中で、先ほどのデータを見ると、受けてもいいというところが多いし、東京都内でも60万の補助が出ない株式会社もあるところはたくさんあるんですけれども、それでも受けていらっしゃるところはたくさんありますということになると、後発組の株式会社のほうが、そういう意味では積極的に情報を開示して利用者の目に止まろうという動きをなさっているというふうには映りますね。

○安藤委員 1つ質問がございます。この未就学児の保護者向けのほうのアンケートについて気になる点があります。資料4の頭です。この未就学児の保護者は、0歳から6歳までの子供を持っていて実際に利用している人と、0歳から3歳までで利用していない人だけでは網羅さ

れていないと思うのです。3歳から6歳までの子供を持っていて、本当は預けたかったけれども預けられなかった人、例えばそれは料金が高いからかもしれないし、空きがなかったかもしれない、又は自分の家で自分が面倒を見たいと思っているかもしれないですが、このようなここで抜けている人たちが何を考えていたのかも知る必要があるのではないのでしょうか。なぜこの①と②という人に対象を限定したのか。それは例えば、これら2つに当てはまらない保護者はとても母集団がいなくて調べられないということなのか、どういう理由なのかを教えてください。ただければと思います。

○事務局（本間） ②のほうで0歳から3歳ということで限定した理由なんですけれども、4歳から6歳のところでどういう施設ないし家にいるかというデータが別でございまして、そうになると、約半々ぐらいで幼稚園、それから、半分が保育園ぐらいで、今、先生がおっしゃられた家庭というのはごくごく少ない割合だったんですね。幼稚園というのは、今回の検討からは我々外に置いたということがございまして、保育所に行くかもしれない予備軍としては②の形に限定するのが最もいいのではないかなということで、ちょっと限定させていただいたというのが趣旨でございまして。

○安藤委員 それでは0歳から3歳の子供を持っていて、保育所に預けたいのだけれども預けられない人というのは、この母集団に含まれていないということによろしいのでしょうか。

○事務局（本間） いえ、そういう方もこの②の中にいらっしゃいます。なので、②の中には、単純に0歳だから今はまだ家で見ていますという方から、本当は保育所に応募したんだけど、ちょっと入れなくて待っている方ですとか、いろんなタイプの方が②にはいらっしゃいます。

○安藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○後藤委員 今の続きですけれども、逆に言うと、幼稚園に入れるつもりの方が0歳から3歳の中には含まれていて、その方たちは保育所に関して余り関心がないという人たちが含まれているデータであるというふうに見たほうがいいかもしれません。だから、ちょっとここの第三者評価に対する感度とかというのは、保育所に預けておられる方たちとはちょっと違う可能性はある。それはちょっと考慮して……

○安藤委員 アンケート調査の母集団、インターネット調査に登録しているモニターの母集団がどういう人たちかということも考えたときに、恐らく0歳児から例えば3歳児の子供を預けて働いているような人よりは、家庭にいる方のほうが多いような気がします。もちろん統計上はちゃんと意味があるようなものにはなっているはずだと思いますが。

○桑戸委員 どうでしょうか。少しアンケートを離れて論点整理をせっかく幾つかこうやっていただいておりますので、ここに行くことにしませんか。

○井手座長 もちろん情報公開の在り方も含めて御意見いただければ。

○安藤委員 この第三者評価の位置付けについてですけれども、これは受審率が高くなり、かつ保護者がそれを参照しているというのが望ましい姿なのかというところ自体から、そもそも疑問がありまして……

○井手座長 だから、この受審率の3.52%を上げることが必要だという……

○安藤委員 受審率を上げることが望ましいというのを前提としてしまうのは、それはそれでおかしいのではないのでしょうか。まず情報公開というのは、基本的には保護者の選択に必要な情報を提供するという話です。また第三者評価というのは、事業者には保護者ではない第三者による評価を実施して、保護者がその情報を活用することだと思うのです。そこで仮に保護者が直接的に必要な情報を入手できるのであれば、第三者評価の必要性はそれほど大きくはないかもしれません。親が直接得ることができる情報だけだと何が足りないのか、なぜ第三者評価が必要なのかというそもそものところが気になります。

○井手座長 一般的に、例えばその保育所の財政状況と健全性とか、そういうのはなかなか消費者というか保護者には分からないところがあるので、それも第三者評価でやりますと、そういう経営の健全性とかそういうのも含めて評価するというところで、それが保護者は必ずしもそこに関心がないかもしれませんけれども、そういうところもあるんじゃないでしょうか。ちょっと実態は分かりませんが……

○安藤委員 それは第三者評価じゃなくて直接的な情報公開では実現できないことなのではないでしょうか。

○桑戸委員 先ほど申し上げたように、第三者評価は質の向上については機能すると思うんです。PDCAサイクルが回っているかどうかという判断をかけたときに、ここの資料の中に第三者評価の評価項目の例と書いてあるところがあって、理念・基本方針が確立されているか、これは情報開示でできますね。評価はプロセス評価なんだと思うんですけれども、職員の質の向上に向けた体制が確立されているか、職員の質の向上に向けた体制の確立とかというのをどういうふうなプロセスで行っているのかというプロセスの評価、過程を見ていく。先ほど申し上げたように、保育事業というのは市区町村の事業で、委託をしているだけです。株式会社だろうが社会福祉法人だろうが公立で直接運営しようかということを見ると、市区町村の保育事業のレベルが上がっていくということに対して、第三者の視点を入れていく、要するにプ

ロセス評価を確立していくという意味では、評価の意味合い、情報開示とは違う意味合いが僕はあると、そういうふうに理解をします。

さっき資料3の中の4ページのところに情報開示の項目は書いてありましたね、資料3の4ページに。保護者として自分が知りたい情報がこの中に全て網羅されているのかと問われると、先ほど杉山調整課長の方から、空き状況や保育士の経験年数、追加料金なんかは保護者は知りたいのだと、こういう話がありましたけれども、例えば事故状況などというのは、ここに選考基準の運営情報のところに事故発生時の対応とか書いてあるんですけども、本当にその後それがどういう改善を図られていくのかという話については、情報開示では済まないはずなんだと思うんですね。情報開示項目にP D C Aサイクルプロセスのことまでずらずら並べていくと、それはもう到底保護者は読みこなせなくなるだろうと勝手に思うんですけども、そうすると、第三者の視点で、P D C Aサイクルということを意識しながら、国が定めた項目、東京都が定めた評価項目に合わせて一つずつ見ていくということが改善につながっていく、質の向上には必ずつながると、そういうふうに理解をしております。

○井手座長 これは第三者評価の書面調査と訪問調査で、評価としては、改善すべき点はこういう点であるというのも指摘して公表するんですか。

○桑戸委員 それが整っているとか整っていないとかということになると思いますけれども、それが機能する仕組みがある、例えば子供に薬を飲ませる、本来は医療業務なので飲ませることはできないということになりますが、例えばドクターからこれだけの飲み薬をもらってきて1週間分ですよと言われて、保育所は保護者の代理ですから、看護師さんでなくても飲ませるんです。でも、このまま持ってこられたら3日分同時に飲ませてしまうなんていうリスクは必ずついて回ります。

だから、そこは情報の開示とか入園のしおりとかという資料の中で、そのお昼の分だけ別の容器に持たせてくださいませんかという確認事項が園との間ではあるはずであります。そうすると、その分を持ってきていただくと、その分は保護者として保育士が代わって、昼食後に飲ませる、そういう形になっている。そういうことが情報開示上は正しくできていても、実際それがプロセスの中で完成しているかどうかのチェックは、第三者評価でみる。ヒューマンエラーは絶対起こるわけですけども、どういう事故が起こったかということが表現され、ヒューマンエラーの起こる前のプロセスの段階できちんと表示して行って、それを確認し合うということについて、第三者評価では、できている、できていないという評価をするのだと思います。ですから、情報開示と第三者評価はまた別物だという認識を僕の中では持ちますが、いかがで

すかね。

○井手座長 これ第三者評価でできていないといった評価は……

○桑戸委員 改善するだけですよね。

○井手座長 言ってそれがちゃんと対応できているかどうかというのは、事後的には第三者評価のあれは……

○桑戸委員 評価は監査ではないし……

○井手座長 また3年後とか5年後。

○桑戸委員 ですから、改善はしていただくことなので、それが改善されているだろうから、今度は事業者が情報開示を重ねていただけだと思いますけれども。

○小島オブザーバー 第三者評価の方法は、実施の半年後に再度行い、指摘された事項が改善されているかどうか、2度調査する方法もございます。そういった選択をしている施設もあり、その場合、当然費用は倍になります。そういった意味では、費用的には施設側の負担は結構大きいように思います。

○山口オブザーバー 恐らくうちの施設も全部毎年受けているんですけども、選んでもらうために受けている事業者はそうはないんじゃないかと思うんですね。また、東京都なんかでも、例えば基礎自治体が保育事業者を選ぶときに、こういう第三者評価をもって選ばないようにというような指導も多分入っていると思うんですね。つまり質の良し悪しをこの第三者評価で一般に読み取ってもらうというよりも、事業者が、さっき桑戸委員がおっしゃったようにPDCAですか、それを持つことによって自分のところの保育の質を上げるということが第一の目的になっていると思うんですね。私はそういう理解をしています。

○井手座長 はい、どうぞ。

○後藤委員 第三者評価といわゆる情報公開というものがちょっと交ざって議論されてしまうといけないので、第三者評価は桑戸先生がおっしゃったように改善していくというPDCAを回していく、例えば園内研修ですとかそういったものがどれぐらい実施されていて、それがどう改善されていくとか見ていくのにはすごく1つのベースではふさわしいと思うんですけども、でも、例えば園の環境の中で園庭とか砂場とかというところが出てくると、株式会社とかは非常に厳しい状況の中でやっているわけですね。それは第三者評価というよりも情報公開の中で扱われることだと思うんですけども、そうなる、何でもとにかく情報を公開すればいいかという、もともとイコールじゃないところでやっている部分もあるということはどう考えるのかという問題が出てくるんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○小島オブザーバー 何となく否定的な言い方をしましたが、反対ということではありません。私の法人の保育所の3分の2が第三者評価を受審しています。保育の質を向上するために職員が一丸となって様々なマニュアルを見直したり、いろいろな対応をチェックして、それを自ら評価することに加えて第三者にも評価してもらおうと。そういう意味では、保育の質の向上にとってはとても大事な1つであると思っています。

なぜ受審率が低いのかということなんですが、先ほど東京都の例がありましたが、義務化とペナルティの中では進んでいるわけです。私どもがやるのは、自ら50万も60万も出して受けたい人は受けなさい、ただし補助金はありませんよと。地方は大体そういうところなので、熱心に第三者評価に取り組んでいるところもだんだん冷めていってしまいます。第三者評価に取り組むという、一時期本当に盛り上がった時期がありましたが、それを受け入れる環境が整えられていなかったことをすごく感じています。今後新しい制度になって、保育の質を上げるという点で言えば、第三者評価を何らかの形で実施できるような方向性を検討していくことが必要であると思っています。

それから、情報公開に関することは、これは社会福祉法人に対する様々な御批判が多い中で、やはり全ての社会福祉法人とその保育所が、運営実績報告などを公表すべきだと思っています。ただし、福祉施設の中の情報公表率で保育所が一番低いと言われていています。先ほどの保育所における実態調査にあるように、情報公開は、保育所における資料、財務諸表などを備え付けている、つまり公開すべき資料を保育所の施設内に置いて情報公開しているところが8割方でした。これをネットで公開しているところが5割強です。私のところの富山県では、行政の伝達事項や各民間への伝達事項をメール配信したいと15年ぐらい努力してきました。まだファクスでしか情報公開していない保育所もあり、情報公開というのも、役所に資料を提出していれば、それでしていると思っているところが多くあります。そういう意味では、別に情報公開しなくてもきちんと園児はいっぱい来ているわけです。そういった中で情報公開は必要だという機運を理解してもらうためには、全保協としても相当に努力しないと社会福祉法人の理解は進まないと思っているところです。

その点で、私が冒頭に申しましたのは、保育所という同じ土俵であっても社会福祉法人、株式会社、その他の認証保育所などが置かれている状況も踏まえながら議論しないと、全く同じようには比べられないと思っているのが私の意見でございます。

○井手座長 今御指摘のあった第三者評価からだんだんインセンティブがなくなって離れていくと、これを受けるように、受審率を上げるようにする、上げるのがいいという前提で、では

上げるためにどういう仕組みをつくれればいいかというところを検討しないといけないんですけども、それについて何か具体的にこういうふうにすればいいとかいうお考えは今のところございませんか。

○小島オブザーバー 私、富山県で第三者評価推進機構という第三者評価を進めるところの委員をしていました。保育所だけではなくて障害児の施設、それから、特養の施設も対象としていました。先ほど意見としてあった、保護者が知りたい情報は、大体基本情報に含めようと思えば出せるのですが、その情報をきちんと公開することと第三者評価がすり替わってしまいました。だから、第三者評価そのものが本当に進まなくなってしまったというわけです。

私が言いました第三者評価は、そういう情報の公開ではなくて、やはり自らのいろいろな体質がある中、質の向上を目指して、法人の様々な取組を評価していくものだと思いますが、受けたいところも地方で評価機関が少ないため受けられない、補助金がないので受けられないなどと諦めていくところもあります。公立も受審しているところが少ないものですから、行政の指導もないという状況があります。私自身は情報公開と第三者評価は必要だと思いながら、地方で悶々としているというのが正直なところで、極端に言えば、義務化というのはまだ随分先の話だと思いますが、情報公開した上で質を向上させるために、受けたいところにはどんどん補助も出して、受けてほしいという方向性を明確にすることが大事であると思っています。

○池本委員 今、義務化というお話があって、海外はかなり義務化があります。イギリスやニュージーランド、あと韓国もつい最近義務化しましたけれども、それはやはり公費をそこに投入しているので、問題が起こったり経営がうまくいっていないということは公費の無駄遣いになるわけで、政府としてそれはそのままにしておくわけにはいかないということで義務化していく流れです。運営の透明性だとかということで、多分これから日本も新制度でものすごい公費を保育に投入していくことになったときに、それが本当に経営でうまくきちんと使われて保育の質の向上につながっているかというチェックはかけなきゃいけないんじゃないかなと個人的には思っていて、だから、義務化して、先ほども義務化に余り反対でないというか半数以上が賛成というようなところもありましたので、そういったことは公費がきちんと使われているかチェックするのは必要かなと思いますね。

あともう1つは、それとはまた切り離して、情報公開というのは、また別の議論があって、先ほどどこまで公開するかなどありましたけれども、そもそも親として利用していて、知る権利がどこまであるかよく分かりません。いろいろ海外を調べていますと、例えば保育所ハンドブックみたいなものが分厚くあるのですが、日本は何かどこまで保育園に聴いていいか分から

ないというような、何か聴くと先生に迷惑だからとか思って、何となくみんな知りたいことも聴かずにいるようなところがあります。何かコミュニケーションが不十分でうまくいっていないというようなことも日頃自分も保育園を利用して感じるところで、その辺の知る権利、親がどこまで知る権利があるかとか、できるだけそれを文書化してルールを明確化することとか、それは海外に比べると何か随分日本は遅れているように感じます。例えばアメリカの保育園ですと、いつでも保育園に入って行って子供と会って保育に参加していいとかということが、基本的に親の権利として法律で定められていたりですとか、その辺が何か日本は子供を人質にとられているとかそういう感じで、それは保育園だけじゃなくて学校における親の権利というところでも、全く海外と違うところがあります。

なので、情報公開とか、あと評価についても、イギリスの評価ですと、親がクレームを評価機関に送って、評価機関はそれも含めてその施設の評価をするですとか、あと、カナダを調べたんですけれども、ある州では「保育園をモニタリングするための親のためのガイドブック」というのが出ています。先ほど第三者評価が必要なのかという話がありましたけれども、まず親が園を評価するという視点も必要だと思います。親が保育の中にどんどん入って行って、気になることは先生と話もするという、まずはそうした基本的なところも整えなければいけないわけで、いろんな形で保育の質を高めていく、そのための法的なルールが、かなり日本は海外と比べると議論が少ないという気がしています。

○桑戸委員 池本委員のおっしゃったところの、公費が投入されて、どんな使われ方をしているかというのは、日本では行政監査がその役割を担っているのです、第三者評価ではなく、行政が行政の費用で行政マンが施設に出かけて、先生方のところに出かけて行って監査をします。予算書を見、伝票を一枚一枚めくり、これは使ってはいいお金ではないですねという話が出ますし、給食費がこんなに低い給食の単価は子供たちに本当に間に合っているのでしょうかというチェックも行政がすることになっております。ですから、この場でいう第三者評価と行政の監査と言われるものとは少し温度差があるのだと思いますので、1つは誤解のなきように言葉を足すと、行政監査による経営状況の判断については行政が判断をしております。もしまずい対応を繰り返していれば、行政が保育所に委託することを停止する権利を持っていますから、そういうふうに行政側が処分できるルールになっているというふうに思います。

保護者がモニタリングできる機能については、確かにそうあればそれが一番いいなと思いつつながら聴かせていただきました。例えば先生方お二人、今日オブザーバーでお座りですけれども、例えば事故対応というところだと、事故の発生時の対応だとかいう話になると、感染症という

と、感染症のマニュアルがあつてみたりとか、突然死というと、突然死のマニュアルがあつてみたりすると。ここは先ほど言った行政から委託を受けている施設なので、行政が点検に来る項目については全部そろっているというのが基本なんですね。情報開示ではそれがそろっているということは正しくすぐ分かるんです。でも、プロセス、P D C Aの話になっていくと、それが正しく職員全員、20人が全て、それをどこにあつて、読んだことがあるとか、職員として採用されるときに重要事項だといって感染症マニュアルに目を通すことがあったのかというようなことについては、自己評価でもいいわけですがけれども、そういう機能が第三者評価の機能で、お金の不正だ、子供に対するお金の投げ方の問題だというのは行政の監査という立ち位置で、情報の開示、自己点検、第三者評価、ここで先生がおっしゃった利用者という考え方があればそれでいいような気がするし、行政監査は行政監査と、この3つに分類されているんだと、そういう認識ですがけれども、先生方はいかがですか。

今、例えば小島先生の加盟されている全保協といわれるところの2万4000か所の保育所は、感染症マニュアルはほとんどお持ちでしょうと。でも、20人のスタッフが正しく読めたかという話については皆目検討つかないけれども、全保協としてもそういうアンケートもとったこともないでしょう、きっと。

○小島オブザーバー 個々に職員がどれだけ認識しているかというデータは、ありません。

○桑戸委員 職員が認識できないマニュアルを置いていても、それは情報開示としてはあると評価されるということなんですよ。

○小島オブザーバー アトピーの対応ですとか、この間に重大事件が起きていますので、そういったものも含めて職員に徹底するように各園でしていると思いますが。

○桑戸委員 ですから、情報開示はあくまでも開示なので、開示までなんです。でも、自己点検なり保護者がそういう視点で園をチェックするなり第三者評価なり、そのマニュアルは20人の保育士さん全てが理解をなさっているんですね、ある場所も分かっているんですねという点検が先生のおっしゃる意見で、保護者が監督するということでもあるし、自己点検でもあるし、第三者評価でもあるというふうな理解なんです。

もう1つ、何回もすみません。行政が監査できる監査事項項目がありますから、それはもう受けていらっしゃるのでよく御存じだと思いますけれども、池本先生がおっしゃった最初のところは行政監査で対応できる行政対応ですよ。間違っていないですね。

○小島オブザーバー 間違っていない。公費は最低基準を維持、向上させるためにきちんと使っているということは監査で分かることです。第三者評価は第二監査ではなく、あなた方自

身の保育の質を向上するためにするんですよと、私どもは認識しております。ですから、私は個人的には積極的に受けていくべきだと思っておりますが、「この実態は何」と言われると、いろいろ言い訳をしたくなるのが私の正直な立場でございます。

○安藤委員 整理をされると、やはり義務化というのはおかしいという話になりそうですよね。

○小島オブザーバー 環境が整っていないと思います。

○安藤委員 義務化しないといけない最低限の評価については、事業者の自己負担ではなく公費に寄る負担にすること、それを上回る水準の自発的な取組は自己負担でというのが恐らく一番単純な整理だと思います。ちなみに、やはり情報公開と第三者評価は、完全に分けて順番に議論したほうが話は分かりやすい気がするのですが。

○井手座長 情報公開・第三者と並びで書いていますけれども、今までの議論からすると、もうあと残り30分ほどしかございませんけれども、情報公開の在り方、制度的にこのままでいいのかどうかということ、それから、これまで議論していただいた第三者評価というものをこれからどういうふうにするかというところで、まず情報公開の点について忌たない意見をお聴かせ願います。

○安藤委員 社会福祉法人のアンケートの話題に戻ってしまいますが、なぜ公開していないのか、またなぜインターネット上で公開していないのかという問いに対して、広く一般向けに公表する内容でないからとかいう回答が見られることが気になります。どのような情報がなぜ広く公表するべきではないと思われるのかを知ることができればと思います。本来であれば原則として全て公開として良いはずですが。またインターネットのウェブサイトを持っていないことが理由だというのであれば、今サーバーなんて大したお金ではないので、公的機関に情報を集約し、保護者が全ての保育所の情報を一覧して比較できるようにならないのでしょうか。例えば今我々が不動産の賃貸物件を探そうと思ったら、インターネット上に様々な無料のサービスがあって、いくつか条件欄にチェックするだけでいろいろとスクリーニングをかけることができます。同じようなことができてもおかしくないと思うのです。ここで唯一問題になり得るのは時間と手間がかかるということです。確かに保護者が求めるものは何が何でも全部寄越せといったら、それはとても時間と手間がかかるかもしれません。その点を考慮しても、原則は統一の基準で全部オープンでいいような気がするのです。あえて広く一般向けに公表する内容ではないとか、公表しないほうがいいものであるとしたらどういうものかということが気になります。

○井手座長 情報公開というのは、本来全部出せという話でなくて、本来保護者が何を知れた

いかというところに本当は絞って、そこでマッチングした情報というのをきちんと出せば問題ないと思うんですけども。

○安藤委員 時間とか手間を考えたら、何でもかんでも公開せよというわけではありません。

○井手座長 何でもかんでも出せと言われると、確かにここに書いているように時間と手間がかかるとか広く一般向けに公表する内容ではないからという話が出てくるんでしょうけれども、情報公開でここに挙げられている資料を出されていますけれども、こういうのはアメリカとか海外の情報公開に比べると、何か抜けているものとかあるんでしょうか。池本先生。

○池本委員 一律で何かを公表しろという、ちょっとその辺はきちんと確認していないんですけども、そういう観点よりは、知りたい情報が知れるというような、そういう切り方になっているんじゃないかと思うんですよね。

○井手座長 情報公開、子ども・子育て会議の資料でありますけれども、このぐらいの情報公開は当然だということですよ。

○池本委員 カナダのモニタリングの資料なんかだと、例えばなぜその先生は保育士をやっているんですかと保育園の先生に聴いてみて、どういう気持ちでやっているとか、これまでどういう仕事をやってきたとかそういうことまで根掘り葉掘り聴いたほうがいいみたいなことを書いていて、それは日本の感覚だとそんなことを聴いてはプライベートのことだからという感覚で聴けないですが、むしろ踏み込んで、なぜ保育士をやりたいと思ったのかを聴きましょうとありびっくりしました。それを園として全て公開しなきゃいけないというルールよりは、そういうことを親が聴いてもいいんだよという出し方で、知りたい人にはそういう情報がきちんと得られるような形にしてあるように思います。ここに並べてしまうと、私も何が必要なのかというのは難しいんですけども、あと基本的に、預けているというよりは、親と保育士と一緒に育てていると、そういう感覚なので、だから自由に保育園に出入りしてもいいということだったり、あとは運営自体に対するそもそも発言権が親にあるので、そこもまた日本との違いで、日本も最近、株式会社については、運営委員会は親が参加で義務付けということをやりましたけれども、私は公立園に子供を行かせていますけれども、全く親はそういう運営について口出しする場は何もないわけです。ただ、ノルウェーだとか韓国も去年辺りに入れましたけれども、必ず全ての園に親が参加して、運営についていろいろ批判とか気になることとかを出せる委員会の設置を義務付ける国が海外では今増えつつあるので、それがあればどういう情報を公開してほしいというのもそこでいろいろ言えるのかもしれないですし。

海外は、そもそも保育園と親との関係が国によっても違うんですけども、日本よりはかな

り近いし、あとはすごくシャットアウトされている国だと、フランスなんかだと、もう本当に園の中に入るなみたいに言われたときには、逆に親が自分たちで保育園をつくる運動が広がって、全て親が質をチェックできるし、何か問題があったら、ここをこういうふうにしたいというのを自分たちでお金も出したり手も出したりして改善できるような保育園というのも、またそれはそれで海外だと増えて一定量あったりもするものですから、何か情報公開だけというわけではなく、いろんなやり方があるのかなど。

○安藤委員 それはとても理想的な関係だと思うのですが、しかし、例えばフルタイムで共働きの人たちが今おっしゃったような理想的な取組というのを果たしてどこまでできるのでしょうか。保育所に子供を預けているということは、基本的には両親ともに働いている方のほうが多いわけですね。そのようなときに親の参加を重視すると一部の保護者にしわ寄せがいつてしまうのではないのでしょうか。

○桑戸委員 先生がおっしゃっていることはそのとおりのことで、まず新しい制度になると、保育標準時間とって、長い保育時間、11時間開所の8時間保育というのが基本、保育を必要とする時間が長時間の子供と短時間の子供とを入れるようになる。市町村によっては48時間から68時間の勤務の母親でも入れることが起こるようになるので、参加できるような働き方の保護者も出てくるんだろうと、将来的にはそう思います。

今、ベネッセがおられているんですけども、ベネッセが日本で一番最初に株式会社の認可保育所を作ったんです。今は山口オブザーバーのところが一番大きくなっていらっしゃるんですけども、いの一で認可をとった株式会社はベネッセだったんです。

ベネッセは三鷹に作ったときに、運営委員の中に、保護者2人、役所から2人、ベネッセから2人、園長先生と本社、それから学識経験者が2人で、1人が僕でもう1人が大学の先生でした。8人が参加をして、1回目の運営委員会のときにこういうことが出たんです。うちの子供は、家に帰ってきてティッシュペーパーで手を拭くので何とかしてくれと。ベネッセは、持ってきたタオルで手を拭いて、うんちのついた手でもう1回そのタオルで拭いたらリスクが大きいと判断して、安全・安心を買うためにはどうしてもペーパータオルのほうが有利だろうと判断をして、園ではペーパータオルで手を拭くことにした。ただ、5月ごろの運営委員会で、保護者から、ペーパータオルはやめてくれという発言が出ます。すると市役所が、ベネッセさんと協議をして、安全の確保ができないかもしれないので、ペーパータオルにしようと思ったんだと。安全は保護者も買いたい、事業者も買いたい、役所もそうあってほしい、大学の先生も僕もそうあってほしいと思う。子供の人数、保育士の関係で古い汚れたタオルで感染症を引

き起こしたりいろんな病気になると怖いということでペーパータオルを選択したのに、その説明と同意がなかったというところに行き着いて、保護者会に対して説明と同意を求めるということを委員会で決めて、それが実ったことがある。

小さな出来事なんですけれども、保護者の園に求める姿、生活習慣の在り方だったんですね。お家ではタオルだけでも、安全・安心を買うためには園ではペーパータオルだ、そういうことの議論なら、池本先生がおっしゃるような保護者を交えた委員会の在り方、これは年に2回程度でしたけれども、十分保護者の方たちは意見を申し上げられる機会があられたように思います。保護者間では、その当時はメールということじゃなかったような気がしますけれども、送り迎えの折に保護者同士で話し合いながら、保護者会に2人出していることは承知されているので、そこに意見を申し上げながら、上申しながらいい関係がそこで築かれていった記憶が僕の中にあるので、そういうことは確かにいい提案だなと、情報開示という保護者点検なのかなと。そういう意味ではいいですね。

ただ、情報公開と先ほど第三者評価を分けようという話で議論するのであれば、もうちょっと議論の分け方をしなきゃならないでしょう。そういうことも過去にありましたと、日本でもそういうことはいい事例としてあるんです。

○小島オブザーバー 対話の窓口は必要だと思います。私どもも父母の会や保護者会がございますので、定期的と一緒に講演会をしたり、保育の在り方について協議するようにはしておりますので、共に育てるという考え方はかなり浸透してきていると思います。幼稚園側の人に言わせると、保護者ばかりに迎合してと言われますが、保育園は、子育ての主体はやっぱり親、保護者の皆さんだと思っていますので、そういった要望を聴く機会を保育園は積極的に作っていますし、公立保育園も取り組んでいるところはあり、その点は一言弁明をしたいと思います。

先ほどの都合の悪い情報の話で、私は基本的に都合の悪い情報はないと思っています。うちの園は出しています。例えば、年間のけが率、どんなけがで、何月何日どこでけがをしているか全部保護者には公表しています。でも、ネットには公表していません。なぜかという、誤解を招くこともあるからです。といいますのは、保育の現場は、知っていらっしゃる方が多いと思いますが、今の子供は床の上でも転びます。滑り台をしゅーっと滑っていったら、骨折しましたという事例があるわけです。そのことはきちんと説明はできるわけですが、現象面だけ見ると、あそこは骨折が多いとか子供を見ていないのではないとか誤解を招きかねないという危惧はあるかもしれないが、基本的にそういうことも含めて保育園側から出せない情報はありません。今保育園側がしていることは、決算書などの書類を役所に出しているのです、それで

もう十分だと思っている、この認識が違うということはおっしゃるとおりだと思います。積極的に情報公開するという立場に社会福祉法人の保育所は立っていかねばいけないと思いますが、これからの取組だと思ってください。

○安藤委員 今おっしゃっていたけがの割合については非常によく分かります。安全面を追求すれば、さっきのタオルの例と同じく、子供を動き回らせないのが一番けが率は少ないでしょう。しかし、それだと子供は育たないわけです。外に出ればある程度のけがをするリスクというのは絶対にあるわけですので、そこはちゃんと説明ができるかどうか、また親が理解できるかどうかの問題ですよ。

○山口オブザーバー 数字だけを出したのでは一人歩きしますからね。

○池本委員 私の子供は公立なんですけれども、父母会もないんですね。それで今、父母会が欲しくて作ろうとしたのですが、以前別の保育園で父母会を作ろうとした人が他の保護者の反対に遭って半ノイローゼみたいになったという話を聴きました。親の間でも、とにかく面倒なことはやりたくないみたいなどころがありますから。でも、今、世田谷区で子ども・子育て会議のほうでアンケートをとって、そういう保護者会などがあったほうがいいのかという、3割とか結構な割合でそういうものがやっぱり必要だと思っている方がいるんですけれども、やっぱり要らないという声が強くて、あと大変だから、忙しいからと。

○小島オブザーバー 仕事させられるというイメージがやっぱりあると思いますが、それでしたら、先ほどおっしゃったように、意見交換会や何か要望があったときに代表して要望を提出するとか位置付けが限定されれば、保育所側も理解を示すのではないかと思います。保護者の育児指導が保育指針で義務付けられているわけですから、そういった意味では遠慮せず対話していただいて、要望されることを実現されればよろしいかなと思います。

○井手座長 今は保護者との連携とか意見交換というのは、緊密にするというのは、1つの改善策には、保護者の意見を聴く、保護者が積極的な参加をすると、今はそういう仕組みが自主的に各保育園でやられているという話で、そういうのも制度としてつくるのが適切かどうかもあるんですけれども、あとはよく大学でも授業を学生から評価されると。授業をやっている学生から評価される、それがアンケート結果というのが我々に戻ってくるわけなんですけれども、保護者に対していろいろアンケートをとって改善すべき点とかを積極的に取り入れてそれを改善すると、そういう仕組みも第三者評価ではないんですけれども、必要かなという感じはいたしますけれどもね。

余りまだ議論も詰めておりませんが、第三者評価、それから、情報公開、この両方2

つについてあと残り10分か15分ぐらい、どんな意見でも結構ですし、お出しただけであればというふうに思います。

○池本委員 ちょっと現場が分からないんですけども、行政監査できちんとやっているというお話があったんですけども、この間、認可外から認可に移ったあるお父さんが、これだけの公費をかけてこんな保育所なのかとって保育課の人を怒っていたんですね。だから、行政はきちんとしていると言うが、その行政がやっていることに保護者が不満を持っているという実態も確かにあって、私もこれだけお金をかけているのだから、もっと何かできるんじゃないかなと思っても、行政としては十分やっていると言われちゃうと何も言えなくなってしまうので、そこをどうしたらいいのかなというところですね。第三者評価とか何か別の形で、本当に今お金がないので、投じた公費が最大限効果を発揮できる仕組みを考える必要もあるのかなと。

○山口オブザーバー 行政監査というのは、法律上最低限の規定を守っているかどうかというところを監査するんですよ。守っていないときに口頭指導とか文書指導、指摘とか、文書指摘までいくとこれは行政のホームページに公表されるような、そういった仕組みなんですね。だから、最低限ですよ、行政監査は。

○桑戸委員 法律に基づいてですね。

○山口オブザーバー 法律に基づいた。規定にないことは監査では指摘できない。

○桑戸委員 少しずれますけれども、せっかく山口オブザーバーがいらっしゃるので、社会福祉法人と株式会社のイコルフットィング、競争条件の平等化について何か意見を聴きたいなと思うんですけども、最初のテーマのところにあるのですけれども。

○井手座長 これは次回以降に議論するので、とりあえず今日は資料3の10ページの辺りで、例えば情報公開・第三者評価の拡大というのが事業者間の競争にどんな影響を与えるのかという点について、例えば事業者の立場から、いや、そんな関係ないという意見もあるかもしれませんが、この4つ頂いた論点について、最後に安藤さんのほうからどれでも結構ですので、御意見いただければ。

○安藤委員 それでは、第三者評価を進めていく上で制度上何か問題があるのかという点について申し上げます。先ほど50万円から60万円というような受審費用の問題がありましたが、これが果たして適切な水準なのかということも気になります。保育所間の競争だけでなく、この第三者評価をする担当の人たちの間で果たして適切な取組や競争が行われているのかにも注目する必要はないでしょうか。より安価に、また保育所の実務に差し障りがないという意味

でより受けやすい形でうまく評価できるのであれば、受審率は向上するはずですが。これは諸外国の例などを参考にして、調べてみる必要があると思いました。

○山口オブザーバー 地域によって全然金額が違うんですね。例えば愛知とか京都だと20万円ぐらいですし、東京だと60万円。その差は何かというと、やっぱり手厚さが違います。東京とか横浜での第三者評価は非常に手厚いですよね。3人か4人ぐらい来られて、それも何回も何回も来られて中身をチェックしていかれるんです。それに対して、京都とか愛知なんかでは、さらっと通り一遍の書類だけをチェックするというようなものが大半かなと思いますので、本来なら東京ぐらいの評価制度のほうが本当の中身は改善しやすいだろうなと思いますね。

今、ちなみに、国のほうは1回当たり30万円の補助金を出そうという話にはなっていないで、子ども・子育て会議で、それを3年に一度か5年に一度か10年に一度か、それぞれ全然金額は変わってくるんですけども、公費は変わってくるんですけども、そういった今議論を始めたところです。

○井手座長 第三者評価機関というのは何人ぐらいで構成されているんですか。

○山口オブザーバー その機関によって全然規模が違いますね。

○井手座長 規模が違うんですか。

○山口オブザーバー 評価委員が100人以上いるような、桑戸さんのところがそうですよね。

○桑戸委員 50人ぐらいです。

○井手座長 その50万とか60万というのは、その評価するためのコストとして必要だと。人件費を賄っていると。

○山口オブザーバー 大半が人件費ですよ。

○桑戸委員 ですから、手厚くやれば人件費がたくさん要ることなんですよ。

○井手座長 そこまでかけてやっても大して評価してもらえないと。であれば受けなくてもいいかと、そういう感じになっているところがあるんでしょうね。

○小島オブザーバー 通信簿みたいなわけにはいきません。第三者評価を受けて、この施設は総合評価AとかBとかになっても、Bのほうがいいということもあります。通信簿のように5段階評価とかABC評価のようなものではなくて、私自身は先ほどから何度も強調していますが、事業者の質の向上のためにすべきであり、その結果を共有するために第三者評価を公表していくという立場です。今ほど言われましたように、受ける環境が整ってくれば、認可保育所で受ける場所はもっと多くなってくると思います。

ただ、先ほどから何回も弁明していますように、現状とのギャップはかなり大きいので、相

当努力をしないと、そんな簡単には認可保育所がみんな受けるというところまでは到底いかないというのが正直な気持ちです。

情報公開については、できるだけ早い時期に今までの発想を変えて取り組む必要があると思います。どこの法人も理事会をやっていますから、事業報告や決算の行政資料を提出したらオーケーではなく、全社協でも法人の情報公開ができるようホームページの設定や提供を今進めておるところで、できるだけ早い時期にほとんどの社会福祉法人が公表できるよう努力してまいりたいと思っています。

○井手座長 そのほか、いかがでしょうか。

○安藤委員 今の話ですけれども、義務化を仮にしなかったとしても、公表される割合がある水準を超えると、それだけで情報はかなり伝わります。例えば学卒の新入社員が3年以内に離職した割合などは、就職四季報というのを見ると掲載される欄があります。そこに数字を書いている企業もありますが、かなりの有名な会社でもNAと、答えたくないと回答しているところもあります。このようなとき、この会社は回答できないのだなと思われるわけです。このように義務化をしなければ情報が出てこないとは限らないので、どのような形で進めていくのかを費用対効果も考えて進めることが大事だと思います。

○井手座長 補助金をもらっているんですから、きちんと情報公開はしないといけないのは、しないといけないですよ。

○池本委員 費用対効果というお話で、やっぱりニュージーランドは、幼児教育の費用という公的補助のところ、評価費用というのもプラスで掛かってきて、日本も本当に子供のお金もないのに評価費用がまた加わるというのは、確かに本当にこの時期には負担だろうなというのは感じていて、時期的にもうちょっと早ければ入れられたかなという気持ちもあるんですけれども。なので、私はお金が掛からずに質が高まる仕組みとして、運営委員会を設置する義務というのは、ほとんどお金が掛からなくて、多分それなりの効果が発揮できるんじゃないかなと思っているので、そのあたりもお金が掛からずにどう質を上げていくかという議論も必要かなと。

○井手座長 今回の運営委員会というのは保護者も参加してと。

○池本委員 保護者が参加して、要するに保護者の意見を聴いて運営して、同じお金をかけながら保護者の満足度が高く、あと保護者の目が届くので質が高くなるということで、カナダの資料なんかでも、一応監査はしているけれども、監査に行く人というのは年に1回しか行かないので、一番保育の気になることをチェックできるのは親なんですということで、その親を評

働者というか、チェックする人として活用できればコストが掛からずできるかなど。忙しくてということがあると思うんですけども、やっぱり気になる親は多少忙しくても口は出したという人はたくさんいるので、この間、別の株式会社の方に運営委員会はどんな様子ですかと伺ったら、最初は何か親もなぜそんな運営委員会があるのかも分からなくて、とりあえず指名されてやっていたんですけども、そうすると、いろいろ意見が出せたりするので、本当は2人の定員なのにお父さん、お母さんでなぜか4人参加してきたとか、あと翌年になると、もう立候補が続出してすごく運営委員会が活性化したと。親もそういうことが分からないので、親はとにかく言ってはいけないという習慣で生きているところがあるので、それはちょっと少し発想を変えてみてもいいのかなというふうに思います。

○安藤委員 最近インターネット技術の進歩により、様々な技術があります。そのようなものを応用すれば皆が一同に会さなくても、情報交換や議論は可能かもしれません。例えば最近、分譲マンションの区分所有者や居住者がインターネット上に掲示板を作ってディスカッションしているような場があったりします。このように時間的、空間的な制約というのが取り払われる技術というのも最近できていますから、そういうものを活用してもいいかもしれないですね。

○井手座長 大体予定していた時間がまいりましたけれども、何か最後に一言というのは。

○桑戸委員 評価は、評価機関のレベル差、評価項目の統一感のなさということがあるのです。例えば、東京都の評価項目は東京都が決めた、横浜市は横浜市が決めた評価項目、要するに日本中で決めた評価項目の例は国が一度示したのものがあるんですけども、各県単位で評価項目を決めてよろしいということが今の基本なんです。それが評価機関のレベルを上げない原因になっているのも事実なんです。要するに、東京都では、評価者になるために東京都の講義に出て、3日ぐらい出た後、最後に試験までさせられて、点数がとれなければ評価者になれない。1年後、2年後には再度受講して更新をしなければならないというように、評価者の質を一定に保つための努力をやっている自治体が東京、横浜ぐらいのところのように見受けられます。

ですから、評価項目の標準化、要するに日本中が1つの評価項目ということになることが一番ベターな姿だと思うんですけども、県単位に国は下ろしてしまった、ひな形の標準評価モデルは国が示したものの、都道府県で自由に決めなさいということ伝えてしまいました。それで今、各都道府県単位で評価者の育成をやったので、ものすごいレベル差が起きている。小島先生はよく御存じだけれども、保育所の園長先生方とか保育士さんが評価者になったときに起こり得るいろいろな問題があります。評価者は自分が好きな保育観があるんです。その園には理念があり、保育の方針があり、園によってそれが回るのに、自分の保育観は泥んこだとい

うと、泥んこでなければ嫌だと、何でこんな遊び方なんだというところに行く評価者が出てくる。主観を消すためのトレーニングができないでいるんですね。ですから、評価項目の標準化、それから、評価者、評価機関のレベルアップに対する啓蒙活動は必須だと、そういうふうに思いました。僕は最後、それだけです。

○井手座長 はい、どうぞ。

○山口オブザーバー あと1つ、前から感じている問題点なのですが、この第三者評価そのものの使い方というのが今それぞれの個々の事業者に任されているわけですね。例えばこれを、先ほどちょっと言いましたが、自治体から認可を受けるためにこういったものを使おうというような事業者も以前現れたのです。そういった事業者は何をやっていたかという、第三者評価機関はいっぱいあるんですね。その中で全部Aにしてくれないとお前のところは使わんぞとなりますよね。それで、まともなところは、桑戸さんのところはまともなのでそういうことには絶対乗らないと思うんですけども、そうじゃないところはそれに乗るんです。全部A評価にするんです。そんなのあり得ないですよ、全部A評価なんて。だけれども、そういうような使い方をされると、もうこの信用性、信頼性というのはなくなってしまいうわけですよね。

だからこそ先ほどの東京都なんかは、自治体に対して、そういう事業者を選ぶときの評価には使うなという指導までしたわけですけども、これを同じように、今度自治体向けにそういった使い方をするような事業者が出てきたら、本当に第三者評価そのものというのは意味がなくなってしまうから、義務化するのもやり方を考えないと大変間違った方向に進むだろうなと思います。評価機関を評価する機関も必要ですよ。

○池本委員 1点だけ。海外の例で良いなと思うのは、第三者評価をしたものを集約する機能というか、イギリスでしたら評価機関で今年の保育の質はこういうところに問題があったとかなどの報告書を政府として出したりして、全体としての質が上がっているのか下がっているのかとか、どういう問題があるかというのが一般の市民にも分かるので、そんなこともあると、せっかくやった第三者評価を最大限有効活用するべきかと。あと、イギリスなんかだと、そうやって評価を通じてすごくいい園というのが見つかる、それをむしろモデル園というか、むしろこういうやり方がいいですよとか、こういうところはこういうふうに改善しましたみたいなことで研修の資料として映像資料にするとか、結構フル活用しているようなところがあるので、そんなことを日本も考えられないのかなというのはちょっと補足で申し上げます。

○井手座長 ありがとうございます。最後になって何となくまとめるような方向で皆さん方、議論、発言していただきまして、ちょうど時間がまいりましたので、今後、この問題、情報公

開、第三者評価について直接議論するという事はないかもしれませんが、今後の議論の中で折に触れて御発言していただいても結構ですので、是非今後ともこの情報公開、第三者評価について御検討、御議論いただきたいというふうに思います。

それでは、最後に事務局のほうから今後のスケジュールについて御説明をお願いしたいと思います。

○杉山調整課長 本日は本当にたくさんの御意見を頂きまして、ありがとうございました。

この会合は3回を目途に開かせていただくということを考えておりまして、次回、第2回目会合は2月28日金曜日で、テーマは参入規制ということでお願いいたしたく、また、第3回目会合は3月17日月曜日で、このときのテーマは社会福祉法人と株式会社のイコールフットイングということでお願いいたしたいというふうに考えております。

ただ、今、井手座長からもお話がありましたように、適宜またこの情報公開、第三者評価についての御意見がございましたら、またその場でおっしゃっていただいても結構でございます。また、私ども事務局としましても、今日の議論を踏まえまして整理させていただきまして、もし何かここは聴きたいと、もう1回知見を拝借したいというところがございましたら、またそれを2回目以降でお聴かせ願うということもあろうかと思っております。引き続きよろしく願いできればと思います。

本日の議論につきましては、議事録を追って皆様にお送りさせていただきますので、修正がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

以上でございます。

○井手座長 今後、あと2回こういう意見交換がありますけれども、全部で3回で終わるにはもったいないようないろいろ議論を出していただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、これにて本日の会議は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時00分 閉会